

児童福祉施設のご案内

認定こども園

認定こども園は、保育園と幼稚園の機能や特徴をあわせ持つ施設です。3歳以上のお子さんについては、保護者が働いている、いないに関わらず利用でき、保護者の就労状況が変化した場合でも、通いなれた園を継続して利用することができます。

私立幼稚園

幼稚園は、幼児に学校教育法で定められた幼児教育を行う施設です。創立者が自らの教育理念に基づいて設立しているため、教育方針、行事等は園によって異なります。

認定こども園、幼稚園、認可保育所、小規模保育事業所を利用する場合は、保護者の希望や保育の必要な事由の有無に応じて、支給認定の申請を行い、1号認定、2号認定または3号認定を受ける必要があります。

認定区分	認定区分	教育・保育時間	利用可能施設
1号認定	お子さんが満3歳以上で、幼稚園や認定こども園での教育を希望する場合。	教育標準時間	認定こども園 幼稚園（新制度）
2号認定	お子さんが満3歳以上で、「保育が必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合。	保育標準時間 保育短時間	認定こども園 認可保育所
3号認定	お子さんが満3歳未満で、「保育が必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合。	保育標準時間 保育短時間	認定こども園 認可保育所 小規模保育事業所

認可保育所

認可保育所は、児童福祉法に基づき、県が設置を認可した施設です。保護者が就労や病気、家族の介護等のため保育できない（保育の必要性がある）お子さんを保護者のかわりに保育する施設です。保護者の就労状況や家庭状況の聞き取りをして、入所審査を行います。

小規模保育事業所

小規模保育事業所は、児童福祉法に基づき天童市が設置を認可した施設です。保護者の就労や病気などの事由により家庭で保育できない0～2歳児を対象としています。定員が19名以下のため、家庭的に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育をおこなっており、卒園後は、原則連携施設への入園となります。

児童館

児童館は、3歳以上の児童に健全な遊びの場を与えて、健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とした施設です。その年の4月1日現在で、満3歳以上の児童が対象です。

認証保育所・届出保育施設

認証保育所は、届出保育施設のうち、保育従事者の3分の2以上が有資格者であるなど、市が定めた基準を満たした施設です。認証保育所・届出保育施設は、市による入所選考はありません。入園申込みの方法や料金、保育時間などは施設ごと異なりますので、詳細は「認証保育所一覧」「届出保育施設一覧」をご覧ください。

